

令和 8 年度

教育・保育重点目標及び関係機関
に対する指示事項

島本町教育委員会

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 1 知・徳・体の調和と生きる力の育成 | 3 |
| (1) みづまるキッズプラン及びキャリア教育の推進 | 3 |
| (2) 確かな学力の育成 | 6 |
| (3) 豊かな人間性の育成 | 10 |
| (4) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進 | 13 |
| (5) 支援教育・保育の充実 | 16 |
| 2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり | 18 |
| (1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 | 18 |
| (2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり | 20 |
| (3) 教職員の資質向上とサービスの徹底 | 23 |
| (4) 快適な教育・保育環境の整備 | 27 |
| 3 社会教育と生涯学習の推進 | 28 |
| (1) 青少年健全育成の推進 | 28 |
| (2) 文化財保護の推進 | 29 |
| (3) 生涯学習活動の推進 | 31 |
| (4) 図書館サービスの推進 | 32 |
| (5) スポーツ活動の推進 | 34 |

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が従前以上に求められることとなり、本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定した。

令和6年度には、令和3年度から取り組んできた「みづまるキッズプラン～3か年計画～」において、「みづまるキッズカリキュラム」が完成し、町立の保育所、幼稚園及び小学校1・2年生での実践を開始したことなどを踏まえ、島本町教育大綱を改正した。

島本町教育大綱

○生きる力があふれる「みづまるキッズ」を育みます

恵まれた自然環境の中で、夢や志を持ち、力強く生きる力とともに、その礎となる「見えない学力」を育成します。その上で、自ら考え判断し、行動するとともに、一人ひとりの違いを理解し、自他を尊重する、思いやりを持った「みづまるキッズ」を育みます。

○活動の源となる体力と確かな学力を培います

人のあらゆる活動の源となる体力とともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化、自然に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

令和6年6月1日改定

また、大阪府においても「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」（令和5年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに幼児教育・保育の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、これからの多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にした教育活動を推進していくことが重要である。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所・学童保育室が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長・室長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、今の時代に必要とされている子育て支援施策を展開していくため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三期島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき取組を進めているところであるが、保育基盤の拡充など、住民ニーズを踏まえた各種事業の更なる推進に努めていく必要がある。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和8年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

Ⅰ 知・徳・体の調和と生きる力の育成

(Ⅰ) みづまるキッズプラン及びキャリア教育の推進

① 本年度の目標

ア カリキュラムの取組の推進

小中学校の教員がみづまるキッズ保育・教育ビジョンに掲げる「めざす子ども像」を共有し、9年間を通じた教育課程を編成するとともに、学びの連続性と系統性を追究する指導方法の工夫・改善を図る。また、小学校低学年においては、「みづまるキッズカリキュラム」(※)を踏まえた取組を推進する。

イ 社会とつながる学習活動の推進

子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、体験活動等の学習や特別活動を推進する。

また、探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を収集・活用し、個別に追及したり、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めたりするなど、主体的・協働的に取り組む学習活動を推進する。

ウ 進路指導・キャリア教育の充実

中学1年生時より適切な進路指導・支援を行うとともに、一人一人の児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを意識しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすることを目的とし、キャリア教育を計画的に行う。また、府立高等学校の特色づくり等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、障害のある児童・生徒及び日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、早期かつ適切な情報提供に努め、必要に応じて個別の指導計画を作成し特別の教育課程に基づく指導を実施する。

エ 探究的な学習計画の作成

総合的な学習の時間を柱に、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、課題解決を目指すような活動の充実を図る。

オ 幼児期の取組の推進

町立幼稚園・保育所においては、「みづまるキッズカリキュラム」(※)に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

(※) みづまるキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にした学びと育ちを小学校につなぐ「アプローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつ

なく「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、1つのカリキュラムのこと。

② 本年度の指示事項

| |
|--|
| ア カリキュラムの取組の推進 |
| <p>小中一貫教育推進協議会事務局が主体となり、みづまるキッズプランに係る取組を実施するとともに、みづまるキッズ保育・教育ビジョンに掲げる「めざす子ども像」及びつきたい3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。加えて、児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。</p> |
| イ 社会とつながる学習活動の推進 |
| <p>主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合っ合意形成を図るような活動を充実させること。そして、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。</p> <p>また、生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図ること。</p> |
| ウ 進路指導・キャリア教育の充実 |
| <p>校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。キャリア教育の実施に際しては、大阪府の「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」等を活用するとともに、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、家庭と社会や地域との連携を図りながら、主体的な社会参画力を育成すること。</p> <p>「オンライン出願システム」による出願手続き等について、本システムに係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、遺漏なく実施すること。その際、組織的な校内進路体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理を行うこと。また、日本語指導が必要な生徒に対しては、高等学校等等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明を行うこと。</p> |
| エ 探究的な学習計画の作成 |
| <p>社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題等を追求・解決する活動を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、みづまるキッズ保育・教育ビジョンを踏まえた活動を取り入れること。</p> |

オ 幼児期の取組の推進

幼児期において、「みづまるキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）の育成につなげること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【みづまるキッズプランに係る主な取組】

- 島本町小中一貫教育推進協議会の開催
- 島本町小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- みづまるキッズプランに係る取組会議の開催 年間6回
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）の実施
- 研究発表会等への参加
- 島本町保幼小連携推進協議会の開催
- 授業における地域人材や府「トップアスリート小学校ふれあい事業」の活用
- 大阪府「多言語進路ガイダンス」「多文化共生フォーラム」の活用
- 文化庁主催 文化芸術鑑賞事業の活用

(2) 確かな学力の育成

① 本年度の目標

| |
|--|
| ア 学力向上の取組の充実 |
| 全国学力・学習状況調査、小学生すくすくウォッチや中学生チャレンジテスト等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、学習状況の分析による課題に正対した具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。 |
| イ カリキュラム・マネジメントの充実 |
| 設定した目標の実現を目指して、学校は社会と共有・連携しながら実態を把握し、適切な教育課程を編成してカリキュラム・マネジメント（※）の充実を図る。また、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するとともに、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力の育成について、全ての教科等で取り組む。 |
| ウ 加配教員の活用 |
| 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。 |
| エ 学びの環境設定 |
| 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が守るべき基本的な学習のルールや態度を身につけられるよう努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。 |
| オ 主体的・対話的で深い学びの実現 |
| 児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動及び自己存在感や充実感を感じられる主体的・対話的で深い学びを推進する授業づくりを行う。また、1人1台端末の活用において、学習状況の把握や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、発達段階に配慮した効果的な利活用を推進する。 |
| カ 学校図書館の活用 |
| 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、各教科の年間指導計画を共有し、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。 |

キ 英語教育の推進

保育所・幼稚園では、体験的・活動的な英語活動や多文化理解教育を実施する。

小学校では、外国語に慣れ親しませるために、聞くことを中心とし、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

中学校では、英語を用いた双方向でのコミュニケーションを充実させることを目的に、生徒の実践的・即興的なやりとりの能力を向上させる。

以上を踏まえ、子どもたちが多様な考え方に対する理解を深めたり、実社会・実生活とのつながりを考えたりするなど、探究的な学びとの関連を図る。

(※) カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直すこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

② 本年度の指示事項

ア 学力向上の取組の充実

中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ（5・6年生対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校6年生・中学校3年生対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。また、目的に応じた教材・教具の活用、観察や実験、体験的な活動を取り入れるなど、授業展開を工夫すること。

イ カリキュラム・マネジメントの充実

全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）を育成できるようなカリキュラムを作成すること。その際には、学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数をふまえて教育課程を編成するとともに、標準授業時数を上回る部分については、真に必要な時間かどうかを検討し、改善を図ること。また、情報活用能力については、大阪府教育庁作成の「大阪府情報活用能力ステップシート」「大阪府における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた1人1台端末を活用した学びの姿」等を活用し、各発達段階で育むべき情報活用能力について、共通理解を持って指導に当たること。

| |
|---|
| <p>ウ 加配教員の活用</p> |
| <p>個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。</p> |
| <p>エ 学びの環境設定</p> |
| <p>令和4年12月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導（※）の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。</p> <p>障害のある子どもに必要な支援は、全ての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や、自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。</p> |
| <p>オ 主体的・対話的で深い学びの実現</p> |
| <p>スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「基礎的な知識・技能の定着」「課題解決型探究学習」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。</p> <p>各学校において、ICT機器を効果的に活用するために、本町のGIGAスクール連絡会に参加する教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、文部科学省CBT（Computer Based Testingの略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（MEXCBT）上で、令和8年度全国学力・学習状況調査の中学校英語科が実施されることや、学力調査以外の場面でも、MEXCBT上において、STEPS in OSAKA（大阪府教育庁作成の英語学習ツール）の使用や、家庭等への端末の持ち帰りを推進し自学自習力の育成を図る等、積極的な活用を実施すること。生成AIの活用については、国などが示すガイドラインに基づく運用を行うとともに、児童・生徒が学習目的で利用する場合は、目的を達成する観点から効果的であるかを吟味すること。</p> |
| <p>カ 学校図書館の活用</p> |
| <p>学校図書館においては、本町独自で採用している学校図書館司書等を中心に、学校図書館を「読書センター」として環境を整えるとともに、「学習センター」や「情報センター」としての役割を果たすため、年間指導計画に基づき各教科等の学習活用を推進すること。</p> <p>児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身につけられるよう読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。</p> <p>また、町立図書館や学校支援ボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づく</p> |

りを進めること。

キ 英語教育の推進

保育所・幼稚園及び小学校では、外国人英語指導助手（ALT）を配置（保育所・幼稚園、小学校1・2年生で年間10回、小学校3～6年生で年間20回）し、ネイティブスピーカーと触れ合う経験を確保すること。

中学校では、1人1台端末を活用したオンライン英会話を実施（各学年年間6回／1回あたり25分）し、発話量の向上を図り、学んだことを活用し、英語を学習することへの意義を実感するとともに、学習への意欲を高める機会を創設すること。また、小学校の英語専科教員や中学校の英語科教員を中心に、ALTや外国人講師等と連携し、英語教育の推進に努めること。

（※）発達支持的生徒指導

特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等を育成することを旨とする生徒指導のこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（SE事業）の活用
 - ・確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校（第二小学校、第二中学校）
- 島本町立学校支援ボランティア事業の活用
 - ・ボランティアの協力による自学自習力の育成
- 英語教育に係る加配教員の活用
 - ・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校
 - ・指導方法の工夫改善定数加配（少人数・習熟度別指導 外国語）：第一中学校、第二中学校
- 外国人英語指導助手（ALT）及びオンライン英会話の活用
- 島本町学力向上担当者会議への参加
- 島本町GIGAスクール連絡会への参加
- 島本町学校図書館司書連絡会への参加

(3) 豊かな人間性の育成

① 本年度の目標

ア 学級づくりの推進

全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。

イ 道徳教育の充実

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。

ウ 人権教育の充実

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、外国籍又は外国にルーツを持つ人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、インターネット上の人権侵害も含めた様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。

エ 子どもを守る体制づくりの推進

いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチーム学校としての組織体制の構築を推進する。

オ いじめ防止の取組の推進

「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の共通理解を深めておくよう指導する。

カ 不登校への取組の推進

不登校児童生徒又はそれに準ずる児童生徒に対し、家庭、スクールカウンセラー等の専門家及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。

キ 虐待等の早期発見及び対応の推進

教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努める。

② 本年度の指示事項

| |
|---|
| ア 学級づくりの推進 |
| 各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。 |
| イ 道徳教育の充実 |
| 各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。 |
| ウ 人権教育の充実 |
| 人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や児童・生徒の変容をもとに人権教育の指導力を向上させる研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。 |
| エ 子どもを守る体制づくりの推進 |
| 各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。 |
| オ いじめ防止の取組の推進 |
| いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められる信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。 |
| カ 不登校への取組の推進 |
| 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指すよう、校内支援ルームや大阪府の不登校支援センター・島本町教育支援センター自立支援教室パコ・民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援に努めること。 |

キ 虐待等の早期発見及び対応の推進

子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、健康福祉部こども家庭課、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、児童・生徒アンケートやスクリーニングシート等を有効に活用し、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら、組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する認識を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 島本町いじめ不登校（虐待）対策連絡会の開催 定例開催
- 各校の道徳教育推進教師を中心とした「特別の教科道徳」の推進
- 島本町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 学校教育自己診断の実施
- 学期ごとのアンケートの実施
小学校：生活アンケート 中学校：いごこちアンケート
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- 島本町教育センター連絡会への参加

(4) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

① 本年度の目標

ア 健康教育の充実

健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育の推進に努める。

イ 体力づくりの推進

小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」を実施し、各校が作成したアクションプランに基づき、PDCAサイクルを意識した体力向上の取組を推進する。

ウ 体育活動の充実

児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。

エ 熱中症対策の徹底

近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。

オ 食育の推進

食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画(学校における食育の推進・学校給食の充実)を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。

カ 食物アレルギー事故防止の徹底

学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

キ 性に関する指導の充実

性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解を一層深め、実態に応じた指導に努める。

② 本年度の指示事項

ア 健康教育の充実

喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。加えて、スマートフォンやタブレット等の使用時の注意点として、長時間の近業（近い所を見る作業）に気を付けるなど、近視発症と進行を予防するための取組を充実させること。

イ 体力づくりの推進

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。

小学校3・4年生スポーツテストについては、1人1台端末の活用により、児童の体力状況を正確に把握・分析し、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成し、今後の体力向上の取組に活用すること。

ウ 体育活動の充実

小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピック・パラリンピアン派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。

エ 熱中症対策の徹底

「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

| |
|---|
| オ 食育の推進 |
| <p>健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。</p> |
| カ 食物アレルギー事故防止の徹底 |
| <p>食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。</p> |
| キ 性に関する指導の充実 |
| <p>性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。</p> |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町教育研究会「保健体育部」の開催 定例開催
- 「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」結果の活用
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の活用
- 危機管理マニュアルの周知徹底
- 薬物乱用防止教室の開催
- 体育授業で外部人材等の活用
- 体育指導方法の習得・研究
- 島本町教育研究会「技術・家庭科部会」の開催 定例開催
- 島本町教育研究会「健康教育部会」の開催 定例開催

(5) 支援教育・保育の充実

① 本年度の目標

| |
|--|
| ア 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用 |
| 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。 |
| イ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 |
| 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。 |
| ウ 支援体制の充実 |
| 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中学校間の連携を推進することで、切れ目のない支援体制の充実を図る。 |
| エ 通級指導の充実 |
| 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教職員間の連携に努める。 |
| オ 特別支援学級の充実 |
| 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、個に応じた自立活動を取り入れる。 |
| カ 支援の連携 |
| 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。 |

② 本年度の指示事項

| |
|---|
| ア 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用 |
| 各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。 |
| イ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 |
| 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常の学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。 |
| ウ 支援体制の充実 |
| 島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実に努めること。 |
| エ 通級指導の充実 |
| 通常の学級と連携し、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。 |
| オ 特別支援学級の充実 |
| 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級における自立活動の充実を図ること。 |
| カ 支援の連携 |
| 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を中心に学校、幼稚園、保育所などによる縦の連携支援を強化するとともに、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び健康福祉部こども家庭課等の各関係機関による横の連携を図ること。 |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- リーディングスタッフによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会への参加
- 保護者対象の講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議への参加（定例開催）
- 島本町教育センター連絡会への参加（月1回開催）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

(1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

① 本年度の目標

ア 機能的な学校等の運営

校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。

イ 学校評価の充実

小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校運営協議会を年3回開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、学校公開等を通じて学校運営協議会委員等による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。

ウ 地域との連携

地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織であるボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

② 本年度の指示事項

| |
|--|
| ア 機能的な学校等の運営 |
| <p>社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校運営協議会及び学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。</p> <p>機能的な学校運営を進めるために、目標を明確にし、教職員の心理的安全を確保するとともに、一人ひとりの良さが発揮できるよう、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進すること。</p> |
| イ 学校評価の充実 |
| <p>学校運営の改善にあたっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。</p> <p>「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会の成果と課題を整理し、その取組をさらに充実させること。</p> |
| ウ 地域との連携 |
| <p>学校の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。</p> |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 学校協議会の開催（各小学校）
 - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
 - ・各学校における取組等への支援、評価
- 学校運営協議会の開催（各中学校区）
 - ・各学校における経営方針、学校運営等に対する承認
 - ・各学校における取組等への支援、評価
- 放課後学習会の実施（島本町立学校支援ボランティア事業を活用）
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施
- 学校教育自己診断の実施

(2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

① 本年度の目標

| |
|---|
| ア 学校事故対応の徹底 |
| 校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。 |
| イ 子どもの安全確保 |
| 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。 さらに、安全ボランティアの人員確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」(※)についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。 |
| ウ 地域等との連携 |
| 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。また、令和8年4月から適用される交通反則通告制度をふまえて、交通ルールやマナーの重要性を周知し、安全教育の推進に努める。 |
| エ 地域人材の確保 |
| P T A・保護者会や自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。 |
| オ 民間学童保育室の取組 |
| 近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間事業者の安定した事業運営を支援し、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整える。 |

(※) ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

② 本年度の指示事項

| |
|--|
| ア 学校事故対応の徹底 |
| <p>学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。</p> <p>万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、発災時の対応や学校独自の危機管理マニュアルを定期的に点検・見直し、必要に応じて改定を検討すること。また、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を整備・強化すること。</p> <p>全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるように努めること。</p> <p>各校において作成された学校安全計画に基づき、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう努めること。</p> |
| イ 子どもの安全確保 |
| <p>学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。</p> |
| ウ 地域等との連携 |
| <p>関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番の家」運動を地域・保護者と連携して推進すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。</p> |
| エ 地域人材の確保 |
| <p>地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。</p> <p>安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。</p> |
| オ 民間学童保育室の取組 |
| <p>民間学童保育室を運営する事業者が、安定した事業運営ができるよう、必要な支援を行うとともに、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。</p> |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 「島本町子ども安全マップ」の活用
- 避難訓練の実施
- 安全ボランティア及び「こども110番の家」の活用・連携
- 学校教育自己診断の実施
- 危機管理マニュアルの点検・見直し
- 民間学童保育室と公立学童保育室の連携

(3)教職員の資質向上とサービスの徹底

① 本年度の目標

| |
|---|
| ア 職場の環境づくり |
| 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を中心とした、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に学び合う環境づくりに取り組む。 また、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、働き方改革を推進する。 |
| イ ICT活用の指導力向上 |
| 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力の向上を図る。 |
| ウ 評価・育成システムの活用 |
| 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。 |
| エ 校外研修の還元 |
| 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。 |
| オ サービス規律の遵守 |
| 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、サービス規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。 |
| カ 個人情報の保護 |
| 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。 |
| キ ハラスメントの防止 |
| 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。 また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。 |

| |
|--|
| ク リスクマネジメントの徹底 |
| 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。 |
| ケ 子どもの自主性を尊重した部活動の取組 |
| 中学校部活動については、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」及び「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針に則り、生徒の自主的・自発的な参加を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し、生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境が整えられるよう、計画的に実施する。 |

② 本年度の指示事項

| |
|--|
| ア 職場の環境づくり |
| <p>校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。</p> <p>すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。</p> <p>「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の時間外勤務時間を適切に管理すること。</p> |
| イ ICT活用の指導力向上 |
| <p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、本町主催のGIGAスクール連絡会を活用することや、「情報活用能力をはぐくむモデル校」の実践事例を参照すること、校内において好事例を共有することなどを通じ、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。</p> |
| ウ 評価・育成システムの活用 |
| <p>「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。</p> <p>「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。</p> <p>育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導・助言に努めるとともに、評価にあたっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒または保護者による授業アンケートの結果をふまえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。</p> |

| |
|---|
| <p>エ 校外研修の還元</p> |
| <p>教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、資料等を積極的かつ効果的に活用することで、研修の成果を還元すること。</p> |
| <p>オ サービス規律の遵守</p> |
| <p>飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職または停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職または減給とされる旨を周知すること。</p> <p>通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。</p> <p>教職員のサービス規律の確保については平素から校内での周知徹底を図るとともに、万一、教職員のサービス義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、教育委員会に報告すること。</p> <p>大阪府教育庁作成の「不祥事予防ガイドブック」、「不祥事防止に向けたワークシート集」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を用いて、全教職員に研修を実施すること。</p> |
| <p>カ 個人情報の保護</p> |
| <p>個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報の保護に関する法律や、各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例等をふまえ、適正な個人情報管理に努めること。</p> <p>学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないよう、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を活用し、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。</p> |
| <p>キ ハラスメントの防止</p> |
| <p>パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。</p> <p>児童・生徒へ指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。</p> <p>万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。</p> <p>教職員は、児童・生徒を指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやSNS等の使用、または直接2人きりで会うなど、指導</p> |

| |
|--|
| <p>に関係のない私的なやりとりは行わないこと。</p> |
| <p>ク リスクマネジメントの徹底</p> |
| <p>不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例、その他の関係資料等を活用し、校内研修において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設ける等、教職員の指導監督を適切に行うこと。</p> <p>同僚性の高い職場・ストレスのない職場づくりや、教職員一人一人の意識改革・自覚と責任感の醸成、相談体制の充実等により、学校全体として不祥事防止に取り組むこと。</p> |
| <p>ケ 子どもの自主性を尊重した部活動の取組</p> |
| <p>部活動の地域展開に関わる取組として、部活動の拠点校制度や合同部活動について、生徒及び保護者への丁寧な周知を含め、適切に実施すること。また、教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。</p> |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町人権教育研究協議会の開催 定例開催
- 島本町G I G Aスクール連絡会への参加
- 大阪府評価・育成システム研修への参加
- 大阪府小・中学校10年経験者研修への参加
- 大阪府小・中学校初任者研修への参加
- 「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を活用した研修の実施
- 「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を活用した研修の実施
- 危機管理マニュアルの活用及び見直し
- 大阪府「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」を活用した研修の実施

(4) 快適な教育・保育環境の整備

① 本年度の目標

ア 施設整備の充実

学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。

イ 需要に応じた適切な定員管理等

児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園等の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保に努める。

近年充足率が低減している町立第一幼稚園の運営に当たっては、需要に応じた教育・保育環境を整備することにより、利用者の利便性の向上を図る。

また、国の施策である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、実施事業者との連携のもと、円滑に開始されるよう必要な支援を行う。

② 本年度の指示事項

ア 施設整備の充実

「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。

イ 需要に応じた適切な定員管理等

保育所等の需要拡大に対しては、民間事業者との十分な連携を図り、待機児童の発生の抑制に努めること。

また、新たな取組となる第一幼稚園の運営方針の変更やこども誰でも通園制度の運営に当たっては、ニーズを的確に把握し、児童及び保護者が利用しやすいものとなるよう努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町学校施設長寿命化計画に基づく工事等の実施
（町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事・町立第二中学校体育館長寿命化改修設計）
- 町立小学校空調設備改修設計業務
- 町立中学校空調設備改修工事
- 町立第一幼稚園空調設備改修工事
- 町立幼稚園及び保育所LED化工事
- 町立第一幼稚園の機能拡充（3年保育の導入、開園時間の延長及び給食の導入）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る利用者の支給認定及び事業者への給付事業等

3 社会教育と生涯学習の推進

(1) 青少年健全育成の推進

① 本年度の目標

ア 青少年教育の推進

青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、人権教育の視点も入れながら、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。

イ 青少年の非行防止の取組

地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

② 本年度の指示事項

ア 青少年教育の推進

事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。

イ 青少年の非行防止の取組

関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
 - ・青少年指導員と一緒に学ぶ研修会
- 「二十歳のつどい」の開催

(2) 文化財保護の推進

① 本年度の目標

| |
|---|
| ア 文化財の保護 |
| 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。 |
| イ 埋蔵文化財の確認・保存 |
| 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。 |
| ウ 埋蔵文化財の活用 |
| 埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。 |
| エ 歴史文化資料館の充実 |
| 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。 また、歴史文化資料館の耐震化に向け事務を進めるとともに、館内の展示の更なる充実に向けて検討を進める。 |
| オ 歴史文化資料館の貸出 |
| 歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。 |
| カ 史跡の管理 |
| 史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。 |

② 本年度の指示事項

| |
|---|
| ア 文化財の保護 |
| 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。 |
| イ 埋蔵文化財の確認・保存 |
| 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。 |
| ウ 埋蔵文化財の活用 |
| 埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。 |

| |
|--|
| エ 歴史文化資料館の充実 |
| <p>文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。</p> <p>歴史文化資料館が登録有形文化財であることから、今後の耐震補強工事及びその後の利用が適切に行われるよう、保存活用計画の策定を行うこと。</p> <p>館内展示の更なる充実に向けて、専門家の助言を受けながら、検討を進めること。</p> |
| オ 歴史文化資料館の貸出 |
| <p>歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。</p> |
| カ 史跡の管理 |
| <p>史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。</p> |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
 - ・町内の文化財調査
 - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 埋蔵文化財の活用
 - ・町内発掘調査成果展の開催
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催（水無瀬家資料調査中間報告展など）
 - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・埋蔵文化財・古文書・民具等の文化財の関連イベント
 - ・施設利用の促進
 - ・保存活用計画の策定
 - ・専門家の助言を受け、展示方法の検討
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理
- 町ホームページ内での文化財関係の情報発信

(3) 生涯学習活動の推進

① 本年度の目標

| |
|--|
| ア 文化教室の開催 |
| 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。 |
| イ 生涯学習団体の支援 |
| 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。 |
| ウ 団体の自立支援 |
| 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。 |

② 本年度の指示事項

| |
|---|
| ア 文化教室の開催 |
| 各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。 |
| イ 生涯学習団体の支援 |
| 生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。 |
| ウ 団体の自立支援 |
| 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。 |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各種教室等の開催
 - ・ボランティアとよむ はじめての古文書体験教室
 - ・少年少女和太鼓教室
 - ・和太鼓教室(青年の部)
 - ・和太鼓教室(一般の部)
 - ・けん玉教室
 - ・バルーンアートであそぼう！
 - ・生涯学習関係講座
 - ・生涯学習関係団体が講師となる教室
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
- 生涯学習関係団体の支援

(4) 図書館サービスの推進

① 本年度の目標

| |
|--|
| ア 図書館の広報 |
| 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書を紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。 |
| イ 図書館の魅力向上 |
| 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。 |
| ウ 図書館の広域利用 |
| 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。 |
| エ 不用図書の活用 |
| 寄贈図書などの有効活用について引き続き検討する。 |

② 本年度の指示事項

| |
|---|
| ア 図書館の広報 |
| 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。 |
| イ 図書館の魅力・利便性の向上 |
| 毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実を図ること。子どもに読書の楽しさを伝える、読み聞かせ「おはなし会」が長く継続できるよう、担い手の育成を図ること。また、様々な方が読書を楽しめるよう、バリアフリーの取組を進めること。 |
| ウ 図書館の広域利用 |
| 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。 |
| エ 不用図書の活用 |
| 寄贈図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。 |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 図書館に関する情報発信
 - ・広報やホームページ、島本町公式LINE、デジタルサイネージ等様々な媒体での事業の周知
 - ・ホームページ掲載内容の充実
- 定例的な事業の開催
 - ・おはなしかい（毎週土曜日）
 - ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
 - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）
- 年間予定の事業の開催
 - ・こどもの読書週間（おはなしかい）
 - ・夏休み・冬休み関連事業（クイズラリー等参加型事業）
 - ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
 - ・クリスマス関連事業（おはなしかい）
 - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
 - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
 - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
 - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
 - ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ
- おはなし会の担い手の育成
 - ・読み聞かせボランティア養成講座（中級編）の開催
- 読書バリアフリーの推進
 - ・点字付き絵本やLLブックなどのバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を設置
 - ・視覚障害者等が、「サピエ」会員施設・団体保有の点字図書やデイジーデータ（CDなどの録音図書など）の借用・ダウンロードの利用が可能となる環境を継続
- 広域利用の推進
- リサイクルブックコーナーの常設
 - ・除籍処分した書籍等のリサイクルブックコーナーを常設

(5) スポーツ活動の推進

① 本年度の目標

| |
|--|
| ア ニュースポーツの普及 |
| ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。 |
| イ 新体育館等の整備 |
| 町立体育館及び小中学校プールについて、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。 |
| ウ スポーツ施設の維持管理 |
| 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。また、東大寺公園テニスコートについて、尺代への移転整備を進める。 |
| エ スポーツ教室の開催 |
| 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。 |
| オ スポーツ関係団体の支援 |
| 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。 |

② 本年度の指示事項

| |
|--|
| ア ニュースポーツの普及 |
| ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。 |
| イ 新体育館等の整備 |
| 町立体育館等の整備にあたっては、島本町新体育館等整備基本計画に基づいて進めること。 |
| ウ スポーツ施設の維持管理 |
| 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。また、尺代テニスコートの整備を進めること。 |
| エ スポーツ教室の開催 |
| 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。 |
| オ スポーツ関係団体の支援 |
| 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。 |

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
 - ・ニュースポーツ体験教室
- 新体育館等の整備
 - ・新体育館等整備基本計画に基づき、民間事業者の募集選定を進める。
- 尺代テニスコート整備設計業務
- スポーツ施設の貸出し
 - ・町立体育館
 - ・東大寺公園テニスコート
 - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
 - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
 - ・ヨガ教室
 - ・スリータッチボール教室
 - ・ダブルタッチ教室
 - ・バドミントン教室
 - ・ジュニアテニス教室
 - ・体幹&ストレッチ教室
 - ・運動あそび教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
- スポーツ関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体
 - ・総合型地域スポーツクラブ